

高速自動車行動等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別措置等について（概要）

（平成31年4月2日 鹿免管第601号）

本通達は、高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別措置等を定めたものである。

本通達の主な内容は、

○ 高速自動車国道等における大型自動二輪車等の二人乗り禁止対象者の判別等である。